

## 相馬市告示第10号

相馬市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年相馬市条例第16号）第3条の規定に基づき次に掲げる公の施設について、指定管理者を指定したので、同条第7条の規定により告示する。

令和8年1月22日

相馬市長 阿部 勝弘

### 1 施設の名称

相馬市西部子ども公民館及び相馬市西部子ども公民館放課後児童クラブ

### 2 指定管理者となる団体等

相馬市中村字川原町50番地

社会福祉法人 報徳会

理事長 永井 千昭

### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで